

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神石高原町	黒木谷地区	令和01年12月20日	令和5年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	6.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	5.8 ha
③地区内における60才以上の農業者の農地面積の合計	3.8 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	2.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	1.2 ha
④地区内において今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある農地面積の合計	0.4 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・高齢化のため、耕作の維持が不安である。
- ・後継者がいないため、将来にわたり、耕作の維持ができるか不安である。
- ・地区内に認定農業者等の担い手がない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地耕作条件改善事業で整備するトマト団地については農地中間管理機構を通じて新規就農者に転貸する。

トマト団地以外の農地については、自己管理ができる農地は、自ら耕作を継続するが、今後、高齢等により耕作が困難になった場合は、地区内・外の担い手(認定農業者、新規就農者、法人、参入企業等)に農地の貸付け等を行う。また、認定農業者等以外の者においても農地の貸付け等を行い、地区内の農地を維持する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就	A	トマト	0.6 ha	トマト	0.6 ha	
認就	B	トマト	0.6 ha	トマト	0.6 ha	
認就	C	トマト	0.6 ha	トマト	0.6 ha	
認就	D	トマト	0.6 ha	トマト	0.6 ha	
	E	野菜	0.2 ha	野菜	0.2 ha	
	F	イチゴ	0.6 ha	イチゴ	1.0 ha	
認農	G	水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	7 経営体		3.6 ha		4.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地所有者が賃貸借・使用貸借を希望する場合は、農業経営基盤強化法による利用権設定、又は農地中間管理機構を通じて転貸を行う。なお、機構による転貸は、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付替えを進めることが出来ることから、機構を通じた担い手への貸し付けを積極的に推進する。